

板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業実施要綱

平成27年 8月25日 区長決定

令和 3年 4月 1日 一部改正

令和 5年 4月 1日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（平成22年環境省）及び「飼い主のいない猫」との共生をめざす街ガイドブック問題解決のABC（平成30年度改定東京都）の趣旨に鑑み、飼い主のいない猫対策として、飼い主のいない猫対策モデル事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 本事業は、飼い主のいない猫に係る問題は、地域の環境問題であるという視点に立ち、区長が一定の範囲を区切って事業実施の認定を行った地域（以下「モデル地域」という。）において、地域住民で構成される団体（以下「地域団体」という。）が主体となって、当該地域の理解と協力を得ながら行う適正管理活動を通じて、人と猫の共生を推進し、住みよい地域環境づくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 飼い主

所有者又は占有者として猫を飼養する者

(2) 飼い主のいない猫に係る問題

無秩序な餌やり後の残飯及び糞尿の放置、これに伴う悪臭、駐車中の車等への傷つけ、発情期の鳴き声等飼い主のいない猫に関して近隣住民の日常生活に支障をもたらす事象

(3) 飼い猫

飼い主により飼養されている猫

(4) 地域猫

本事業に基づき、モデル地域が管理する猫として個体識別され、給餌、糞尿及び繁殖について適切に管理されている猫

(5) 飼い主のいない猫

飼い猫及び地域猫以外の猫

(6) 適正管理活動

本事業の対象となる飼い主のいない猫を地域猫として管理するため、給餌、残飯の片づけ、糞尿の処理、去勢・不妊手術等を適切に行う活動

(7) ボランティア

地域猫に関する豊富な知識及び技術を有し、本事業の実施主体である地域団体の求めに応じて、知識及び技術の提供を通じて、適正管理活動を補助する者（モデル地域の区域外に居住する者を含む。）

(実施主体)

第4条 本事業は、飼い主のいない猫に係る問題に悩む地域団体が実施主体として行うものとする。

(行政の役割)

第5条 区長は、第2条の事業目的を達成するため、実施主体に対して必要な支援を行う。

(実施申込に先立つ活動)

第6条 本事業を実施しようとする地域団体は、本事業を実施しようとする地域に本事業の活動内容や目的を周知し、当該地域の町会、自治会等から、本事業の活動について同意を得るものとする。

2 本事業を実施しようとする地域団体は、活動予定地域、当該活動に関わる者の氏名、活動対象となる猫の数、給餌やトイレの管理方法等を記載した、板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業実施計画書（別記第1号様式。以下「計画書」という。）を作成するものとする。

3 本事業を実施しようとする地域団体は、本事業の対象となる猫の個体識別ができるリスト（以下「猫リスト」という。）を作成するものとする。

(モデル事業認定申込)

第7条 本事業を実施しようとする地域団体の代表者は、板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業認定申込書（別記第2号様式）に計画書及び猫リストを添えて、区長に申し込むものとする。

- 2 区長は、前項の規定により申込みを受けたときは、現地調査を実施した上で、別表に規定する本事業の認定要件を満たすと認めた場合は板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業実施認定通知書（別記第3号様式。以下「認定通知書」という。）を、当該認定要件を満たさないと判断した場合は板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業実施不認定通知書（別記第4号様式）を、前項の代表者に交付するものとする。

（申込事項の変更・認定の取消し等）

第8条 認定通知書の交付を受けた地域団体（以下「モデル事業団体」という。）の代表者（以下「モデル事業代表者」という。）は、提出した計画書に変更があった場合は、板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業計画書等変更届（別記第5号様式）を、区長へ届け出るものとする。

- 2 モデル事業代表者は、本事業の実施にあたって、猫リストに記載のない飼い主のいない猫を新たに発見した場合は、第13条に規定する助成金の申請を行うまでに、猫リストを更新し、区長へ届け出るものとする。

- 3 モデル事業代表者は、前2項の規定による届出を行うに当たり、あらかじめ生活衛生課と協議するものとする。

- 4 モデル事業代表者は、本事業を終了する場合は、板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業終了等届出書（別記第6号様式）に認定通知書を添付し、区長に届け出るものとする。

- 5 区長は、モデル地域の状況が本事業の認定要件に合致しなくなつたと認めたときは、モデル事業代表者に対し、改善するよう指導をすることができる。この場合において、当該指導によっても改善が認められないとき、又は第16条に規定する虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定の取消しを受けたときは、区長は、板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業実施認定取消通知書（別記第7号様式）をモデル事業代表者に交付し、認定を取り消し、当該モデル地域における本事業を中止するものとする。

- 6 前項の規定により、認定の取消しを受けたモデル事業代表者は、区長に認定通知書を返還するものとする。

- 7 第5項の取消しを受けた地域団体は、本事業の再申込をすることはできないものとする。

（認定後の活動）

第9条 モデル事業団体は、計画書及び認定通知書の遵守事項に従い、本事業を実施するものとする。

- 2 モデル事業団体は、本事業の実施に当たって、計画書の内容について、地域、給餌者、ボランティア、地域センター等の関係者に、給餌の方法、トイレの管理・清掃方法等を周知しなければならない。

(去勢・不妊手術費の一部助成)

第 10 条 区長は、モデル事業団体が計画書に基づき地域猫に去勢・不妊手術（以下「手術」という。）を受けさせる場合、予算の範囲内でその費用の一部を助成するものとする。

(助成対象)

第 11 条 前条の助成の対象は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 手術を受けた猫は、猫リストに記載のある地域猫であること。
- (2) 手術を受けた猫について、他の要綱による助成を申請していないこと。

(助成金額)

第 12 条 第 10 条の規定により助成する金額は、手術の費用の 2 分の 1（10 円未満切り捨て）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を上限とする。

- (1) 去勢手術（オス） 1 匹につき 5,000 円
- (2) 不妊手術（メス） 1 匹につき 10,000 円

(去勢・不妊手術費助成金の申請・請求)

第 13 条 モデル事業団体は、手術の費用の助成を受けようとするときは、当該猫の手術終了後に、地域猫去勢・不妊手術費助成申請・請求書及び去勢・不妊手術完了届兼支払金口座振替依頼書（別記第 8 号様式）に当該手術を行った獣医師が発行した手術の領収書を添えて区長に提出しなければならない。

2 前項の申請・請求を行う者（以下「申請者」という。）は、モデル事業団体の構成員又はモデル事業団体とともに活動を行っているボランティアの者に限る。

(助成金の交付決定)

第 14 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付決定を行うものとする。

(助成金の交付)

第 15 条 区長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、地域猫去勢・不妊手術費助成金額確定通知書（別記第 9 号様式）により申請者に助成する金額を通知し、助成金を交付する。

(交付決定の取消し)

第 16 条 区長は、申請者が虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたことが判明したときその他取り消すべき事由があると認められるときは、これを取り消すことができる。

- 2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の全額を返還させることができる。

(規則に係る定め)

第 17 条 助成金の交付については、この要綱に定めるもののほか、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年板橋区規則第 3 号）に定めるところによる。

(猫の捕獲実施の周知)

第 18 条 モデル事業団体は、手術のために地域猫を捕獲するときは、当該捕獲の実施時期等を当該地域において周知するとともに、飼い猫及びその他野生動物等が捕獲の対象とならないよう注意しなければならない。

(手術実施後の地域団体の活動)

第 19 条 モデル事業団体は、計画書に従い、地域猫の管理を行わなければならない。

- 2 モデル事業団体は、モデル地域の飼い主に対し、適正な飼育の普及啓発に努めるものとする。

- 3 モデル事業代表者は、計画書に従い、板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業実施報告書（別記第 10 号様式）を作成し、板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業活動記録簿（別記第 11 号様式）を添えて、毎年度 3 月 20 日（この日が日曜日等に当たる場合は、その日の直前の日曜日等ではない日）までに区長に報告しなければならない。

(生活衛生課による調査等)

第 20 条 生活衛生課は、モデル地域における地域猫の管理状況等の調査及び地域団体その他の関係者からの情報収集を行い、必要に応じて区長に報告するものとする。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、保健所長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 8 月 25 日から施行する。
- 2 板橋区野良猫の適正管理事業（板橋区版地域猫活動）「あい・キャット」実施要領（平成 23 年 3 月 31 日保健所長決定）は、平成 27 年 8 月 24 日をもって廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第7条関係）

板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業の認定要件

- 1 飼い主のいない猫による被害等で困る地域で、地域団体が主体的に取り組んでいること。
- 2 事業実施地域の範囲が明確であり、かつ、生息する猫が把握されていること。
- 3 「動物の愛護及び管理に関する法律」、「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」（平成22年環境省）及び「「飼い主のいない猫」との共生をめざす街ガイドブック 問題解決のABC」（平成30年度改定東京都）の趣旨に沿ったモデル事業実施計画書が作成され、これに基づいて事業が実施されていること。
- 4 事業実施についての地域の理解と協力が得られ、同意を得ていること。

第1号様式（第6条関係）

板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業実施計画書

1	事業実施予定地域の町丁目・番地等			
2	地域団体の名称			
3	地域団体代表者			
4	連絡先（電話番号）			
5	活動者の数			人
6	事業の対象となる飼い主のいない猫の数			匹
7	6のうち去勢・不妊手術実施予定の猫の数			オス 匹、メス 匹
8	実施計画の概要			
(1)	実施期間			
(2)	地域への周知方法			
(3)	協力ボランティア名 住所			
(4)	手術スケジュール			
(5)	☐ 現在の給餌者と協力して実施 ☐ 町会等で実施			
	場所	地図のとおり	時間	
(6)	トイレの管理・清掃等 (案)	場所	地図のとおり	
		清掃方法		
(7)	地域への報告	方法		
		頻度		

(注) 該当する□にレ印を記入してください。

第 2 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

地域団体名称
代表者住所
代表者
電話番号

板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業認定申込書

板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業実施要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、モデル事業認定を申し込みます。

事業実施予定地域の町丁目・番地等		
活動者氏名・住所	氏 名	住 所
添付書類	モデル事業実施計画書 事業実施地域を表す地図 事業対象の猫リスト その他（ ）	

※過去に第 8 条第 5 項に規定する認定の取消しのあった地域団体は、再申込をできません。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

様

板橋区長

板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業実施認定通知書

年 月 日に申し込みのありました板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業につきまして、板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき、板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業実施を認定します。

なお、モデル地域における活動にあたっては、計画書及び下記の遵守事項に従ってください。

認定番号	
地域団体名称	
モデル事業代表者	
実施地域	
認定日	

（遵守事項）

- 1 地域全体での飼い主のいない猫による問題の解決を目指し、地域が主体となり、飼い主のいない猫を適切に管理するという、いわゆる「地域猫活動」の目的と内容を理解したうえで、活動を実施すること。
- 2 活動を通して、地域の環境美化だけでなく、地域の見守りやコミュニティーに対する意識を高め、地域住民の自治活動の活性化に取り組むこと。
- 3 地域猫への給餌については、エサの放置等を行うことなく、適切に管理すること。
- 4 地域猫用のトイレを設置し、清掃を適切に実施すること。
- 5 地域猫で去勢・不妊手術が完了した猫には、手術実施済みの目印を施すこと。
- 6 活動が長期間継続して実施できるよう、活動に関わる人員の確保に努めること。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

様

板橋区長

板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業実施不認定通知書

年 月 日に申し込みのありました板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業につきまして、以下の理由により不認定と決定しましたので通知します。

地域団体の名称 _____

事業実施予定地域 _____

理由

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

地域団体名称

代表者住所

代表者

電話番号

板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業計画書等変更届

次のとおり、計画書等に変更がありましたので、板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき届け出ます。

認定番号		
変更した事項	☐ モデル事業代表者 ☐ モデル事業実施者 ☐ 計画書 ☐ モデル地域の区域 ☐ 事業の対象の猫 ☐ その他	
変更内容	変 更 前	変 更 後
備考		

（注1）該当する□にレ印を記入してください。

（注2）モデル地域の区域、活動対象の猫を変更する場合は、変更後の地図や更新後の猫リストを添付してください。

第 6 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

地域団体名称
代表者住所
代表者
電話番号

板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業終了等届出書

年 月 日に認定された板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業つきまして、板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業実施要綱第 8 条第 4 項の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

実施地域	
地域団体名称	
モデル事業代表者	
認定番号	
認定日	
終了等の理由	

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

様

板橋区長

板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業実施認定取消通知書

年 月 日付けで通知しました板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業の実施認定につきまして、以下の理由により認定を取り消します。速やかに認定通知書を返還してください。

認定番号 _____

地域団体の名称 _____

事業実施予定地域

理由

※この通知が交付された日から、当該地域団体は本事業の再申込はできません。

年 月 日

申請者住所

記

(内訳) 地域猫去勢・不妊手術費助成請求内訳表 のとおり

振込先金融機関		銀行・農業協同組合 信用金庫・信用組合							支店
振 込 口 座	預金種別	普通					当座		
	口座番号								右づめをお願いします
	フリガナ								
	口座名義								

地域猫去勢・不妊手術費助成請求内訳表

個体番号 (猫リスト)	性別	手術完了日	手術費用	請求金額 (手術費の半額) オス上限 5,000 円 メス上限 10,000 円
		年 月 日	円	円
		年 月 日	円	円
		年 月 日	円	円
		年 月 日	円	円
		年 月 日	円	円
		年 月 日	円	円
		年 月 日	円	円
		年 月 日	円	円
		年 月 日	円	円
請求金額合計				円

※助成は猫リストに記載の猫のみです。

第9号様式（第15条関係）

年 月 日

様

板橋区長

地域猫去勢・不妊手術費助成金額確定通知書

年 月 日付けで請求がありました板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業実施要綱第15条1項に基づく地域猫去勢・不妊手術費助成金請求について、助成金額が確定したので通知します。

助成金額 ¥

交付予定日 年 月 日

第 10 号様式（第 19 条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

地域団体名称
代表者住所
代表者
電話番号

板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業実施報告書

板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業の活動の実施状況について、板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業実施要綱第 19 条第 3 項に基づき、以下のとおり報告します。

1 実施地域					
2 認定番号					
3 事業対象の猫	全体数 (報告時現在)	匹			
	譲渡	匹		死亡・行方不明等	匹
	去勢・不妊手術 実施数	オス	匹	メス	匹
	去勢・不妊手術 未実施数	オス	匹	メス	匹
4 地域における猫 の管理等に関する 改善点・課題等					
5 事業の継続	来年度への事業継続を (希望する ・ 希望しない)				

第 11 号様式（第 19 条関係）

板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業活動記録簿

活 動 日	年 月 日	記入者	
概 要	☐ 活動内容・活動メンバーに関すること（連絡・協議・変更等） ☐ 猫の個体に関すること ☐ 猫の捕獲・搬入・引取り・放猫に関すること ☐ 猫の譲渡・不明・死亡・移入等に関すること ☐ 地域内の飼い猫に関すること ☐ 活動に係る地域内の意見等 ☐ その他（ ）		
内 容			
対応等	保健所への相談 ☐ 有（ 月 日） ☐ 無		